

# みてみよう 聴いてみよう



本会議や委員会は傍聴することができます。  
本会議の傍聴を希望される方は傍聴受付で、  
また、委員会の傍聴を希望される方は議会事務局窓口で、住所、氏名をご記入の上、傍聴席へ  
入場していただきます。

- 開会時刻は、午前10時からの予定です。
- 本会議は市議会議場、委員会は第1委員会室の予定です。（いずれも市庁舎議会棟3階）
- 傍聴席の定員は、議場60人、委員会室10人で、先着順に受け付けています。
- 議場傍聴席には車いす用リフトがあり、車いすのまま傍聴することができます。

- 本会議では聴覚障がいまたは音声・言語機能障がいの身体障害者手帳を所持されている方の希望に応じて、手話通訳や要約筆記を行っています。希望される日の7日前までに議会事務局へ申請してください。詳しくは、津市議会ホームページをご覧ください。詳しくは、津市議会ホームページをご覧ください。詳しくは、津市議会事務局へEメール（229-3222@city.tsu.lg.jp）またはファクス（229-3337）などでお問い合わせください。
- 議場では、補聴用受信機を貸し出していますので、必要な方は、傍聴受付にてお申し出ください。



## Assembly Diary

平成27年10月22日～平成28年1月22日

### 平成27年

- 11月6日 全員協議会、総務財政委員会協議会、教育厚生委員会協議会、経済環境委員会協議会
- 17日 議会運営委員会、会派代表者会議
- 18日 議案説明会
- 24日 本会議（初日）、会派代表者会議
- 26日 議会運営委員会、会派代表者会議
- 12月1日 本会議（質問日）、会派代表者会議
- 2日 本会議（質問日）、議会運営委員会
- 3日 本会議（質問日）

- 12月4日 本会議（質問日）、議案説明会
- 8日 建設水道委員会
- 9日 教育厚生委員会
- 10日 経済環境委員会
- 11日 総務財政委員会、経済環境委員会、経済環境委員会協議会
- 16日 議会運営委員会、会派代表者会議
- 17日 本会議（最終日）、議会運営委員会、全員協議会

### 平成28年

- 1月22日 議会だより編集委員会

## ? 議会用語解説

## 「地方自治法第100条の規定による調査」って何のこと？

議会は、その重要な職責を十分果たすために、地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭および証言、ならびに記録の提出を請求する権限を有しています。これは地方自治法第100条に定められているもので、一般に「100条調査権」といいます。

またこの権限は、議会に与えられた権限であって、委員会あるいは議員個人に与えられたものではなく、その行使に当たっては、議会の議決を必要とし、通常、特別委員会を設置してこれを付託するか、所管の常任委員会に付託して調査を行う方法が取られます。